

「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、別紙「「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載要領」及び「「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」広告掲載仕様書」に基づき、甲が発行する広報紙に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（品名及び契約金額等）

第2条 契約金額、契約期間及び回数等は、次のとおりとする。

（1）契約金額

総額金	円
（うち消費税及び地方消費税額金	円）
1回当たり金	円

（2）契約期間及び回数

令和8年4月1日から令和9年3月31日（令和8年5月号から令和9年4月号）までの間の12回とする。

（3）契約保証金

乙は、第1号に定める契約金額総額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払わなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条に該当する場合は免除とする。

（契約金の納付方法）

第3条 乙は、契約金の納付について、広報紙の広告枠の代金として、第2条（1）に定める1回当たりの金額を、発行日から起算して30日以内に、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（協議による契約の解除）

第4条 甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（2）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

（3）乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。) であると認められるとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(下請けの禁止)

第8条 本契約に係る下請けは認めない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(契約の費用等)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第11条 契約締結後、発行日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない理由により発生した損害については、一切乙の負担とする。

(定めのない事項)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(契約の効力の遡及)

第13条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第2条(2)の委託期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村時広

乙